

別表六(三)付表二
令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

適格合併等に係る合併法人等の調整後の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	. . .	法人名	()
被合併法人等の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算							
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日： 被合併法人等の名称：							
被合併 法人等 の事業 年度又 は連結 事業年度	区 分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		被合併法人等 の控除余裕額 又は個別控除 余裕額	分割法人等の 調整国外所得 金額又は個別 調整国外所得 金額	(2) のうち当 該法人が移転 を受ける事業 に係る部分の 金額	当該法人の控除 余裕額又は個別 控除余裕額とみ なされる金額 $(1) \text{ 又は } (1) \times \frac{(3)}{(2)}$	被合併法人等 の控除限度超 過額又は個別 控除限度超過 額	分割法人等の 控除対象外國 人税額又は個別 控除対象外國 人税額
1	2	3	4	5	6	7	8
国 税	円	円	円	円	円	円	円
道府県民税							
市町村民税							
国 税							
道府県民税							
市町村民税							
国 税							
道府県民税							
市町村民税							
国 税							
道府県民税							
市町村民税							
国 税							
道府県民税							
市町村民税							
国 税							
道府県民税							
市町村民税							
当該法人の調整後の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
当該法 人の事 業年度 又は連 結事業 年度	区 分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		当該法人の控除余 裕額又は個別控除 余裕額 (前期の別表六 (三)「③」)	当該法人の控除余 裕額又は個別控除 余裕額とみなされ る金額 (4)	当該法人の調整後 の控除余裕額又は 個別控除余裕額 (9) + (10)	当該法人の控除限 度超過額又は個別 控除限度超過額 (前期の別表六 (三)「⑥」)	当該法人の控除限 度超過額又は個別 控除限度超過額と みなされる金額 (8)	当該法人の調整後 の控除限度超過額 又は個別控除限度 超過額 (12) + (13)
9	10	11	12	13	14		
国 税	円	円	円	円	円	円	円
道府県民税							
市町村民税							
国 税							
道府県民税							
市町村民税							
国 税							
道府県民税							
市町村民税							
国 税							
道府県民税							
市町村民税							
国 税							
道府県民税							
市町村民税							
国 税							
道府県民税							
市町村民税							